



編集発行人税理士

高 井 直 樹

事務所 〒500-8335 岐阜市三歳町4-2-10 TEL 058(253)5411代 FAX 058(253)6957

彼岸花

#### ◆ 9月の税務と労務

国 税/8月分源泉所得税の納付

9月10日

国 税/7月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 9月30日

0,3001

国 税/1月決算法人の中間申告 9月30日

国 税/10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 9月30日

1	(長月)	SEPTEMBER

#### 15日・敬老の日 23日・秋分の日

	一月一	一火一	一水一	一木一	金	-
٠	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	٠	٠	٠	٠





**地方法人税** 法人税を納める義務のある法人が、法人税額に4.4%の税率を乗じた額を納める国税。消費税率引上げにより、地方団体間の税収格差が拡大することから、財政力格差の縮小を目的に創設された税で、地方法人税収全額を地方交付税として、地方団体に配分します。本年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。



# 認 曲

専門家と一緒に経営改善計画書を作りましょう~

、多く、 世題を抱えており、 世題を抱えており、 あると思われ を策定することが難 0) 多くは、 自ら経 ます が難しい状況に・小規模事業者の、金融支援が

業者を対象として、中小企業・小規 営力強化支援法に基づき認 大、会計士等、国が認める 大、会計士等、国が認める 大、会計士等、国が認める 大、会計士等、国が認める 大、会計士等、国が認める 大、会計士等、国が認める 大、中小企業・小規模 はより、中小企業・小規模 により、中小企業・小規模 を参考に事業を参考に事業を ームペー り、中小企業・小規模事業」などの策定支援を行うこと ベージ・パンフレットています。中小企業庁改善を促進する事業が中小企業・小規模事業 経営改善に経営改善に、一人規模に、といいのでは、一人の対象を対している。 認定 企 規 業 模 さ経事

## 1 支援センターが経営改善費用等 -が 負 を 扣

企業・小児 要れ営中件ま改小 っは、 ター 額について、 機 円)を負担すると 用及びフォロ 画策定支援に ました。 関に ています。 改小全 の下、 \$善支援 平成二十六年度末までとな が三分の二(上限 企 都 対し規 1利用 業再 道 業の し負担 府 0) 援に要する計画策定費し負担する経営改善計規模事業者が認定支援の策定を支援し、中小の策定を支援機関が経営の、認定支援機関が経営の、この事業は、一定の。この事業は、一定の ハセンタ 生県 経営改善支援センローアップ費用の終 が利用 支援 平成二十六年度 K いうも 申請 اَ 協 置 議 さ が新設さ 会に 受付期間 二〇〇万 n 0) 7 っです。 e V ン 総

> す。 お 0) 認 間 9 ける費 費用 に係 • 0) 11 金融機 定期 7 る についても、この は、 用 的 負担 な計 関等への報 画進捗 改善 一の対 計画 象となり 策 計 告 状 定 画 事の況 後 策 業に施 0) 定 三 Í 確 年 支

の方向性を示しなを見つけたい、の う 検 を定の い ③ 費 ① 更 金融 頼後 L 立融機関 B み た れ 7 続 、という方は利 的 りを安定させながら、 み にフォ 0) ては ⑤ 従 た 返済条件等を 1, e V に転換させた (本的な課題) 口 か 換させ、 が じた 1 ② 人 件 アップ で 用 L  $\epsilon \sqrt{}$ を 変 ょ

#### 経 **州営改善** IJ 'n 탉 画 書 ഗ 必 要 性

2

進況的経済し は好講 営改善に向けた対 負担は軽 てもらうことで、 融 い転 じ 機 ほ せな 関 )ことで、一時的民から返済条件を ず、 い限り、 滅されます。 借入金 状況 如何では、なかなかが 応 策 しかし、 水を具体 的に返 を緩 が業 和

資金繰りに支障を来たす 想定されます。 資を受け ることが困 難になり、 可 能 性

ることが重要であり、そ 見えるかたちで対外的に その実現施策」について 必 資料として、 要性 E このような事 も、 一 が高い 業況改善の可能 まっています。 経営改 に 善計 陥 に説 て、 その 5 な 画 書説明目の明すに 性 11 ح た

卜 (1) 2業員 -削減)、②金融支援)業況の改善(売上 、などの 経営改善計 から の緩 0) ゃ メリ 0) 和等)、③金融機 る 信頼: 画 ット 気 書を作成すると、 や生 性 が 仮の更改(返上増加、コス 0) 産 確保、 更改(返 ŋ 性 0) 関 **ょす**。 向 (4)

### 3 Q

対象となる事質に関する手引 改善 問題 記済負 よる経 て援対象は、あるので! (1) (する手引きに、「本事!経営改善計画策定支援 b 支 を抱 の画 担 等 を受 [等を策定することが でしょうか **心えており、自らタタ**すの影響による財液 業者は、 けるため 経営改善計 認定支援 に、「本事業 借 ഗ 入金 機

経務金業業

関

は

画

0)

難

容更の書保グシ及営し ・全計ョび改プビな 原新数キ表画ン実善相ジも経 プ施計関ネの営 ま 則規計ヤ と融画ッ貨原 ラ時画図スな改せ シ借則 ン期に関 箵 モの善  $\lambda$ 7 金工対 関 資デ で計 融フ照年及 実 す 金 ルし 画 表程び施る繰俯 支口 ょ ٢ む援 1 モ計具実験うは . 度 ニ画体績図か 計損 0 算益 夕 () 的表 ഗ なの件書計資リア 施 ゲ ょ り内変等算産ンク 策経ル う

(2)と援なをいあらは付なをり受るるの関条 るるの関条まさ り必まけ事い金係件たれ小融関 要と。 ま者 は現 業は融あを て規 支 利い模等 り変 とが在援ま更用ま事 しし のけ を受けるせん。 なたす引金 し申す 業が支 き融 いがる 者 見援 7 請 。いの 事 っ場 支 と込ん ょ て合い すめ条に き援 金る段 業 う に金を 者 融か階 るる件 ょ غ は金対融の支け 機関で、 中麥 ŋ す と小更 るかか貸 象支と援て 記企や金

ぶ関金想な関金小信サ①でのてるに 融定場か融企用ポバ同合いこ つこ教 合意形でなる 相支さ合ら機業保 . 意意 ますが て う ン に談援れにの関再 ク 証 ŀ 得成が支 調生協会ミ ののて限同 支会議 " 内いり意整 1 る で 払融 でだ 上 以は、数件関 容ま 補をを援 (等が で テ ィ外 完得図協 数件関 す ノグ、 · 治的に が主催 議 直ののか経 9 て会 接金 な 主債に ら営 催 法持融 支とも 方 要権 13 つ同 改 ح 設 ② 金者援が金何 to 機 ح 意 L z 困融度③置経 関 を 融数 口 を計 て、問り 選機やが難機も中 営 とれ得

(4) 支 向 関 れ関調済 援けが ての整 条原で 機た支業 お支 件則し 者 支援) り援はのとし 意関 が 援 を 緩し で 主 成す を で バ受 事 てか 閗 実の催ン 0 Ĵ it 金 しっ 施 者の いロ 金 7 ず 3 セ は うこ る機 1 誰 ス 関 の関定テ に 定機 が 調 つ は 合 支 1 ح 支関 行 ح 意 援 ン 援間 (1 う 定に機グ 7 機の返 0

#### 利用申請から支払決定までの流れ(支援スキーム:中小企業庁)

#### 1. 利用申請

#### 中小企業・小規模事業者

#### 認定支援機関(主要金融機関・外部専門家等)

- ・中小企業・小規模事業者は、経営改善計画策定支援を実施する認定支援機関と連名で、「経営改善支援センター事業利用申請書」を、中小企業再生支援協議会に新設する経営改善支援センターに提出する。
- ・認定支援機関に主要金融機関 (メイン行又は準メイン行) が含まれない場合は、経営改善計画策定支援について協力することの確認書面を提出する。

Ú

#### 経営改善支援センター

- ・経営改善支援センターにおいて申請書の内容を確認する。
- 【添付書類】中小企業・小規模事業者の概要及び履歴事項全部証明書/業務別見積明細書等について確認の上、受け付ける。
- ・経営改善支援センター事業において費用負担することが適切と判断した場合は、その旨を代表認定支援機関に通知する。

#### 2. 計画策定支援・合意形成

#### 認定支援機関(主要金融機関・外部専門家等)

・認定支援機関は、中小企業・小規模事業者の経営改善計画書策定支援を実施する。

#### 3. 支払申請及び支払決定

#### 中小企業・小規模事業者

#### 認定支援機関(主要金融機関・外部専門家等)

・中小企業・小規模事業者は、計画について金融機関との合意成立後、認定支援機関と連名で「経営改善支援センター事業費用 支払申請書」を経営改善支援センターに提出する。

Ĺ

#### 経営改善支援センター

- ・経営改善支援センターでは、経営改善計画及び支払申請書の内容を確認する。
- 【添付書類】 業務別請求明細書/中小企業・小規模事業者からの支払を示す領収書等
- ・経営改善支援センターは、支払申請の結果及び支払決定額、支払予定日について、代表認定支援機関に通知し、経営改善計画 策定支援に係る費用(モニタリング費用含む)の3分の2(200万円)を上限として支出する。

#### 4. モニタリング 🔍

#### 認定支援機関(主要金融機関・外部専門家等)

・認定支援機関は、経営改善計画の記載に基づき、中小企業・小規模事業者のモニタリングを実施して、経営改善支援センターに対し報告するとともに、「モニタリング費用支払申請書」を提出する。

#### 経営改善支援センター

- ・経営改善支援センターでは、モニタリング報告書及び支払申請書の内容を確認する。
- 【添付書類】業務別請求明細書/中小企業・小規模事業者からの支払を示す領収書等・経営改善支援センターは、支払申請の結果及び支払決定額、支払予定日について、代
- ・経営改善支援センターは、支払申請の結果及び支払決定額、支払予定日について、代表認定支援機関に通知し、モニタリング費用の3分の2(200万円)を上限として支出する。

#### 消費者物価指数とは

消費者物価指数とは、全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定をついてするのです。するのでするからのに固定し、どうな化するかを指するかので示したものです。これにより、同の増減でがあります。つまり、物価が昔と比べなります。例えば、平成22年を100とした場

合、平成23年の指数が95だとすると、同じ生活レベルを維持することにかかるお金が5%減ったと読み取ることができます。

このように消費者物価指数は国民の生活 水準を示す指標の一つで「経済の体温計」 とも呼ばれています。経済政策を推進する 上で重要な指標で、日本銀行が金融政策上 の判断材料としているほか、賃金、家賃や 公共料金改定の参考に使われるなど、官民 を問わず幅広く利用されています。

本年5月30日に公表された総務省統計局のデータは次のとおりです。消費税増税の影響が現れているのでしょうか。今後も注意深く数値を見ていく必要があるでしょう。

平成22年基準 消費者物価指数 全国 平成26年4月分(出典:総務省「消費者物価指数」)

	年平均(前年比%)		
	2011年	2012年	2013年
総合	▲0.3	0.0	0.4
生鮮食品を除く総合	▲0.3	▲0.1	0.4
食料及びエネルギーを除く総合*	<b>▲</b> 1.0	▲ 0.6	▲0.2

2014年1月 4月 2月 3月 1.4 1.5 1.6 3.4 1.3 1.3 1.3 3.2 0.7 0.8 0.7 2.3

月次(前年同月比%)

【ポイント】2010年(平成22年)を100として

- (1)総合指数は103.1 前月比2.1%上昇、前年同月比3.4%上昇
- (2)生鮮食品を除く総合指数は103.0 前月比2.2%上昇、前年同月比3.2%上昇
- (3)\*食料(酒類除く)・エネルギーを除く総合指数は100.6 前月比2.0%上昇、前年同月比2.3%上昇

# 敬老の日とは

気者福長め持の祉寿に 敬 きた老人を敬愛 多年にわたり 経表を に尽くしてきた高齢老の日には、長い間 持の |を敬老の日と定め 民の祝 生に について関心を深を祝うとともに、 が活 日 込のい が 向 上 関 日に関する法 社会に尽く 長い Į を 心 元 ħ 7 図 ろうと 深 長寿を祝う 間社会の は ってい 者を 高齢者の め ま 九月十 す。 ま 敬 高 ず。 1, う 五  $\mathcal{O}$ 

す。 とな Iぃな蘭 ンド 日 敬 かいが +らか、 (年<sub>を</sub> ウを 五デ 1) ま年Ⅰ た を しか制が で、 花 日 とらま も プ のの ら度 入プ IJ はのい えて ない). ザ 九月第三月 適わ た花束や切りだいた。 用のる ブ ۴ ۲ よハ は フラう つ ツ う枯胡 てピ

ワ想れ蝶リ

日 平

#### 防災置時計

昨年7月に発売されたセイコークロック の防災置時計が、想定を約2割上回るペースで売れているとのことです。

アナログ表示、大きな文字盤、暗闇でも時間の経過がわかるように塗られた蓄光の素材などが支持され、売上を伸ばしているようです。災害時は日常とは異なった生活リズムを強いられ、時間の感覚が失われがちです。デジタルでもアナログでも時刻がわかることには違いがありませんが、災害時はアナログ表示の方がより安心感があるのかもしれません。

また、この時計はラジオやライトの機能とともに手回し充電機能も備えており、コンセントにつないでも乾電池でも動きますが、それらがない場合でも動き、スマートフォンへの充電にも対応しています。単に非常用ラジオというだけではなく、本格的な目覚まし時計としても実用的で、普段から使えるので売れているのでしょう。